

# 阿智村農地利用最適化推進委員募集のお知らせ

「農業委員会等に関する法律」により、阿智村では以下の通り、農地利用最適化推進委員になっていただく方を募集します。

## 1 募集人員

8人

## 2 担当区域

- (1) 春日地区
- (2) 駒場地区
- (3) 伍和地区
- (4) 智里東地区
- (5) 智里西地区
- (6) 浪合地区
- (7) 清内路地区

## 3 任期

阿智村農業委員会が委嘱する日（令和5年7月を予定）から令和8年7月19日まで（約3年間）

## 4 身分

阿智村の特別職の非常勤職員

## 5 職務内容

農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に伴う現地での調査、指導普及等、農業委員会総会への出席

## 6 委員報酬

年額 306,000円

## 7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 8 推薦及び応募に係る手続き等

以下の（１）の様式により必要事項を記入のうえ、（２）の添付書類を添えて、郵送又は持参により、阿智村役場建設農林課へ提出してください。様式は役場窓口に備えるほか、阿智村ホームページからダウンロードできます。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

### （１）推薦及び応募様式

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第１号
法人又は団体が推薦する場合	様式第２号
自ら応募する場合	様式第３号

### （２）添付書類

ア 推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後３ヶ月以内のもの）

## 9 推薦又は応募の重複について

同一の方が、農地利用最適化推進委員と農業委員の双方に推薦を受けること又は応募することができますが、双方の委員を兼ねることはできません。

## 10 受付期間

令和５年３月２７日（月）から令和５年４月２６日（水）まで（必着）

※持参される場合は、役場開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までに持参してください。

## 11 選定方法

阿智村農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、書類審査等を実施し、その評価を参考に農業委員会が委嘱します。その結果については、６月に推薦者、推薦を受けた者、応募した者に郵送により通知します。

## 12 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、受付期間の終了後に、阿智村のホームページ等で、提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。

### 問い合わせ先

阿智村役場建設農林課 農業委員会事務局  
〒３９５－０３０３  
阿智村駒場４８３  
電話番号 ０２６５－４３－２２２０